

広島県告示第百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十二年三月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県三次市吉舎町字吉舎地内		土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
吉舎（二八〇一）	急傾斜地の崩壊	吉舎（二八〇一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
吉舎（二八〇八）	急傾斜地の崩壊	吉舎（二八〇八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
吉舎（二八〇八） 隣一	急傾斜地の崩壊	吉舎（二八〇八） 隣一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
吉舎（二八〇八） 隣二	急傾斜地の崩壊	吉舎（二八〇八） 隣二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
吉舎（二八〇八） 隣三	急傾斜地の崩壊	吉舎（二八〇八） 隣三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
吉舎（二八〇八） 隣四	急傾斜地の崩壊	吉舎（二八〇八） 隣四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
吉舎（二八〇八） 隣五	急傾斜地の崩壊	吉舎（二八〇八） 隣五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
吉舎（三五七二、三五八九）	急傾斜地の崩壊	吉舎（三五七二、三五八九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
吉舎（三五七二） 隣	急傾斜地の崩壊	吉舎（三五七二） 隣	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
吉舎（三五七二）	急傾斜地の崩壊	吉舎（三五七二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり

吉舎(四二二三 隣五)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	吉舎(四二二三 隣五)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
吉舎(一二七六 七)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	吉舎(一二七六 七)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
吉舎(一二七七 〇)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	吉舎(一二七七 〇)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
吉舎(一二七七 〇隣一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	吉舎(一二七七 〇隣一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
吉舎(一二七七 〇隣二)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	吉舎(一二七七 〇隣二)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
吉舎(一二七七 〇隣三)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	吉舎(一二七七 〇隣三)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
吉舎(一二七七 八)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	吉舎(一二七七 八)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
吉舎(一二七七 八隣)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	吉舎(一二七七 八隣)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
吉舎(一二七八 四)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	吉舎(一二七八 四)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
吉舎(一二七八 八)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	吉舎(一二七八 八)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
吉舎(一二七九 八隣)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	吉舎(一二七九 八隣)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
桜谷川(二四七 六)	土石流	次の図のとおり	桜谷川(二四七 六)	土石流	次の図のとおり
桜谷川(九〇二 六隣a)	土石流	次の図のとおり	桜谷川(九〇二 六隣a)	土石流	次の図のとおり
白根川(三一五 a)	土石流	次の図のとおり	白根川(三一五 a)	土石流	次の図のとおり
白根川(三一五 b)	土石流	次の図のとおり	白根川(三一五 b)	土石流	次の図のとおり

吉舎(九〇三二)	土石流	次の図のとおり	吉舎(九〇三二)	土石流	次の図のとおり
吉舎(九〇三〇隣)	土石流	次の図のとおり	吉舎(九〇三〇隣)	土石流	次の図のとおり
吉舎(九〇三〇)	土石流	次の図のとおり	吉舎(九〇三〇)	土石流	次の図のとおり
吉舎(九〇二九)	土石流	次の図のとおり	吉舎(九〇二九)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。